

会 議 録

1. 会議名	川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 ※パブリックコメント前
2. 開催日	令和7年5月27日（火）
3. 出席者	市長、副市長、小西市長公室長、阪上企画財政部長、的場企画財政部副部長 田家総務部長、森田総務部副部長 担当部：飯田美化衛生部長、宇野美化衛生部副部長、大島美化推進課長

4. 会議の目的
資源物の持ち去り防止に係る「川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」と条例改正に伴う対応についての協議 また、条例を改正するため、パブリックコメントの実施にあたり議会へ説明するため、提出資料の内容を協議
5. 補足説明（現状、課題など）
【現状】 ・空き缶や不燃ごみが市全域のごみステーションから持ち去られていることを、市民から不定期に情報提供を受けている。 ・令和5年度は美化推進課で現地調査を行ったが、その時に現認もしている。 ・排出されたごみは、法的には無主物であり、持ち去りの禁止は条例に規定する必要がある。 ・阪神間では西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市（罰金あり）、宝塚市（持ち去り者を公表）の対策を条例化している。
6. 担当部の方向性
条例改正（案）の概要 ①資源物の持ち去り対策 第11条 ごみステーションの管理 ごみステーションの認定及び適切な利用、管理について明記 第18条 資源物の収集又は運搬の禁止 市及び委託業者以外の者は、ごみステーション等に排出された資源物（缶、古紙類等）を収集・運搬してはならないことを明記 ※資源物は規則で規定 第19条 公表 違反者が市の命令に従わない場合、その旨を公表できることを明記 ②その他の見直し 第3条 市の責務 市の廃棄物の減量、処理等に関する責務を明記 第5条 清潔の保持 市長が計画を定める大掃除に関する規定を見直し 議員協議会：令和7年6月20日 パブリックコメントの実施について説明

7. 質疑・意見等

質問：第19条の公表する「その旨」の内容は何か。

回答：該当者の氏名、住所および行為などについて公表する予定。

質問：今回、条例を制定する理由は何か。

回答：必要性を求める市民や計画策定にあたっての審議会からの意見を基に制定する方向性を決定した。持ち去りの抑制効果を期待している。

質問：条例を制定した後、進捗はどのように確認していくのか。

回答：基本計画の事業進捗について審議会に報告し、条例の運用や見直しの検討をおこなう。

質問：条例制定後のごみステーションでの周知はどのように取り組んでいくのか。

回答：ごみステーションは、民地内や路上等にあるため、看板等が設置できないところもある。希望者にラミネート加工した看板を配布することなど、自治会等を通じて周知する予定。

8. 結論

会議での意見を踏まえて、担当部案の資料に基づいて市議会へ説明する。